平成２３年（フ）第１０５７号
千葉県市原市西広１丁目５―16
債務者　冨田　照美
1　決定年月日時　平成23年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０７１号
神奈川県横浜市旭区本宿町28―１　ファミールタガワＣ棟203
債務者　明石　広美（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０７２号
東京都多摩市永山３丁目３―21―503　園田方
債務者　三浦　孝子
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０７４号
千葉県木更津市吾妻２丁目３－５
債務者　引網　幸子（旧姓平國）
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０７６号
千葉県市川市南行徳３丁目19―８―202
債務者　安部　明美
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０７８号
東京都練馬区大泉町５丁目34―６―106
債務者　佐久間達雄
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０７９号
埼玉県さいたま市緑区太田窪１丁目９－１
債務者　清水　貴啓
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０８０号
東京都練馬区北町２丁目９―13―201
債務者　東迎　俊弘
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０８１号
東京都新宿区北新宿２丁目３－５
債務者　福田　浩之
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０８２号
千葉県柏市しいの木台４丁目45―４　レクセルマンション五香第２―101
債務者　本田　　聡
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０８３号
神奈川県平塚市堇平15―１－４
債務者　三浦　哲司
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０８６号
埼玉県川口市大字安行慈林911―６
債務者　岡村　勝次
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０８７号
東京都江戸川区南小岩２丁目21―３―201
債務者　麥谷　直己
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０８９号
東京都板橋区高島平２丁目26―３―507
債務者　大竹　直人
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０９０号
神奈川県横浜市神奈川区白幡西町21―２―110
債務者　小笠　　春
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部